

東京都障害者雇用優良取組企業表彰実施要綱

	平成29年3月31日	28産労雇就第1182号
改正	平成30年3月30日	29産労雇就第1254号
改正	平成31年3月29日	30産労雇就第1229号
改正	令和元年8月9日	31産労雇就第588号

(目的)

第1条 障害者が社会の中でいきいきと活躍できるよう、特色ある優れた障害者雇用の取組を行っている企業を表彰し、その努力と功績を讃えるとともに、広く都民に周知し、障害者の雇用の促進に資するものとする。

(公募等)

第2条 知事は、次に掲げる要件を全て満たしているものを「東京都障害者雇用優良取組企業（以下「優良取組企業」という。）として公募する。

- (1) 当該年度及び過去1年間において、障害者法定雇用率を達成していること。ただし、就労継続支援A型事業所利用者は、本事業の障害者雇用率の算定に含めない。
- (2) 当該年度及び過去1年間において、労働関係法令の違反がないこと。
- (3) その他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される状況にないこと。
- (4) 都内に本社又は事業所があること。
- (5) 次に掲げるいずれか又は複数の障害者雇用に係る特色ある優れた取組を行っていること。
 - ア 重度障害者や職業的困難度の高い障害者を積極的に雇用している。
 - イ 障害者の特性を理解し、個々の特性に適した業務を提供している。
 - ウ 障害に応じた職場環境の整備を行っている（バリアフリー化、休憩室の設置、治具の整備等）。
 - エ 障害者の能力開発やキャリアアップ、処遇改善に積極的に努めている。
 - オ 障害者と健常者が共に働く仲間として、ノーマライゼーションの理念が浸透している。

(申請)

第3条 公募に応じようとする企業等（以下「応募企業」という。）は、別途定める期日までに、様式1（申請書）に添付書類を添えて、知事に提出する。

- 2 応募企業のうち、区市町村の障害者就労支援機関等から推薦を得ているものは、様式2（推薦書）を添付するものとする。

(調査)

第4条 知事は、前条の申請があった場合、第2条第1号及び第2号に掲げる要件の適否について、東京労働局に確認するとともに、障害者雇用に係る取組実施状況等を確認するため、当該応募企業を訪問し、調査を実施することができる。

(選定)

第5条 知事は、応募企業のうち、前条により実施した調査及び別途定める選定委員会による審査等

を踏まえ、優良取組企業を選定する。

- 2 知事は、前項の選定を行った場合は、応募企業に対して、様式3（通知書）によりその結果を速やかに通知する。

（表彰の種類及び方法）

第6条 表彰の種類は以下のとおりとする。

- （1）東京都知事賞

5件程度とする。うち1件は、原則として特例子会社以外で、障害者が中心となって基幹事業に従事している中小企業とする。

- （2）産業労働局長賞

東京都障害者雇用優良取組企業選定委員会設置要領（平成29年3月31日付28産労雇就第1188号）に定める一定の基準を満たすものとする。

- 2 表彰は、優良取組企業に対して表彰状を授与して行うものとする。

（選定結果の取消し）

第7条 知事は、優良取組企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の選定結果を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により選定されたとき。
- （2）労働関係法令等に関し重大な違反があったとき。
- （3）優良取組企業の代表者、役員又は使用人その他の従業員が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （4）その他法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される事由があったとき。

- 2 知事は、前項に基づき取消しを行った場合は、様式4（選定結果取消通知書）により通知する。

- 3 表彰実施後に第5条の選定結果を取り消すこととなった場合は、当該企業は知事に対し、速やかに表彰状を返還しなければならない。

（表彰事例の発信）

第8条 優良取組企業の取組については、取組事例集の作成等により、広く発信し周知啓発を図る。

（都の事業への協力等）

第9条 優良取組企業は、都の実施する障害者雇用に関する事業に協力するとともに、他の企業等に対し、その取組について積極的に周知し、障害者雇用の普及啓発に努めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月9日から施行する。